

## 【インフルエンザ出席停止のめやす・幼児／児童生徒】

インフルエンザ発症日(発熱開始日)を0日と数え、  
「5日を経過し、かつ 解熱した後 2日(幼児にあっては3日)を経過するまで」  
出席は控えてください。

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行(平成24年4月2日省令改正)

幼児(保育園・幼稚園など)										
	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日
発熱期間										
2日間										
3日間										
4日間										
5日間										
6日間										
1日のうちで、発熱・解熱をともに認めた場合は、発熱期間とします。 解熱後に再発熱した場合、最後の解熱日で判断してください。										
		発熱			解熱			登校可能		

児童・生徒(小学生以上)									
	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
発熱期間									
2日間									
3日間									
4日間									
5日間									
6日間									
1日のうちで、発熱・解熱をともに認めた場合は、発熱期間とします。 解熱後に再発熱した場合、最後の解熱日で判断してください。									
		発熱			解熱			登校可能	